

院内感染対策指針

公益社団法人有隣厚生会東部病院

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止および集団感染発生時の適切な対応等、東部病院（以下「当院」という）における院内感染対策体制を確立し、適切でかつ安全で質の高い医療サービスの提供を目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染防止に留意し、感染症発生の際には、拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。

このため、患者様・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、「スタンダードプロセッション」の観点に基づいた医療行為を実践する。併せて、感染経路別予防策を実施する。また、個別及び病院内外の感染症を広く共有し、院内感染の危険及び発生に迅速に対応する。

院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保し、患者様から信頼される医療サービスを提供し、医療の質向上に寄与することを基本とする。

院内感染対策活動の必要性、重要性を全職員に周知徹底し院内共通の課題として、積極的な取り組みを行う。

3. 組織及び体制

院内感染対策委員会の設置

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど、院内感染対策活動の中枢的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会を設置する。

委員会は毎月1回定期的に開催する。また、必要な場合は臨時の委員会を開催する。

4. 職員研修に関する基本方針

院内感染防止対策の指針および院内感染マニュアルの内容について全職員に周知する。

院内感染防止対策のための職員研修を全職員に年2回開催する。

5. 報告体制の整備

院内ラウンドを行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行い、委員会に報告する。

耐性菌、市中感染症等の院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を委員会を通じ、職員に速やかに周知する

6. 院内感染発生時の対応

院内感染発生時、委員長及び委員会は速やかに発生の原因（感染源・感染経路・範囲）を究明する。

また、制圧終息を図り、改善策を立案し再発の予防に努める。

7. 院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- (1)職員は、自らが院内感染減とならないため、年1回の定期健診の受診、予防接種を行う等健康管理に努める。
- (2)職員に当院の院内感染対策を周知することを目的に、感染対策に関するマニュアルを遵守し感染対策を実施する

8. 保健所との連携

重大な感染症が発生した場合は、保健所に連絡し指示を仰ぐ。

9. 患者様または家族の閲覧

本指針は、患者様または家族が閲覧できるものとし、患者様及びご家族様にも協力を求める。

2025年4月1日

東部病院

院長 五十嵐辰博